東京プライベートネット支店専用定期預金

2019年10月 1日

		·	
1. 商品名	・東京プライベートネット支店専用定期預金 自由金利型定期預金 (M型)		
2. 販売対象	・お申込時に東京プライベートネット支店に普通預金口座をお持ちの方		
3. 期 間	・定型方式・・・1年、3年 ・自動継続(元利金継続)扱いとなります。 ※「西武SDGs応援定期預金」の満期振替分は自動継続(元金継続)扱いとなります。		
4. 預 入			
(1)預入方法 (2)預入金額	・一括預入 ※東京プライベートネット支店のみのお取扱いに限ります。 ・1口10万円以上とします。		
(3)預入単位 (4)募集総額	・1円単位 ・50億円 ※「オープン記念定期預金」「西武SDGs応援定期預金」の満		
(4) 券来心识	期振替分は除きます。		
5. 払戻(支払) 方法	・当金庫所定の解約(払戻し)操作を行い、かつ当金庫の手続きが完了した時点で一括して支払います。		
6. 利 息			
(1)適用金利	・固定金利 [1年もの] 年0.210% (単利) [3年もの] 年0.235% (複利)		
	・自動継続後の利率は、継続日にお	1,2 1, 1,	
(2) 利払方法			
	・元利金継続扱いのため、満期日に元金に組入れて継続させていただきます。		
	※「西武SDGs応援定期預金」の満期振替分は元金継続扱いのため、満期		
		、ネット支店の普通預金口座に入金される	
	・付利単位を1円とし、1年を36		,, ,
(3)計算方法			
7. 税 金			
	・マル優の取扱いはできません。		
8. 手 数 料	_		
9. 付加できる 特約事項	_		
10. 中途解約時	・1 年もの		
の取扱い	満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および 預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに		
	支払います。		
	預入期間	利息	
	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	
	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%	
	3年もの		
	満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および		
	預入日から解約日の前日までの日数により6ヵ月ごとに複利計算した期間		
	解約利息とともに支払います。		
	預入期間	利息	
	6ヵ月未満	解約日の普通預金利率	
	6ヵ月以上1年未満	約定利率×10%	
	<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×20%		
	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×20%		
	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×40%		
	2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×70%		
11. 金利情報の	・金利は当金庫「東京プライベート」	ネット支店ホームページ」にてご確認くた		
入手方法	さい。			
12. その他参考	・本定期預金は東京プライベートネ	・本定期預金は東京プライベートネット支店専用商品です。当金庫本支店の		
となる事項	口およびATMによるお取引はできません。			
	・本定期預金の申込みにあたっては、「西武信用金庫アプリ」をご契約にな			
	り、普通預金口座の作成が必要になります。			
	・通帳・証書の発行はいたしません。			
	・マル優のお取扱いはできません。			
	・総合口座でのお取扱いならびに担保預金としてのお取扱いはできません。			
	・「犯罪収益移転防止法」による本人特定事項等の確認ができない場合には、			
	お預入れいただくことができません。			
	・解約時は、契約時同様「西武信用金庫アプリ」よりご自身による手続きが必			
	要です。事前に満期解約予約設定をすることができます。			
	※「西武SDGs応援定期預金」の満期振替分は「西武信用金庫アプリ」に			
	よる満期解約予約設定はできません。満期時に定期預金を解約される場合			
	は、満期日以降に「西武信用金庫アプリ」にて解約区分「中途解約」を選			
	択しお手続きしてください。お手続き完了後、解約金(元金と税引後利息			
	の合計額)が普通預金口座へ入金されます。(解約が完了したものに関し			
	ては取消しができません。必ず満期日以降にお手続きをお願いいたしま			
	す)			
	・金融情勢の急激な変化等により、事前の通知なく内容を変更もしくは取扱い			
	を終了することがあります。			
	・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円ま			
	でとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合に			
	は、それらの預金元本を合計して1、000万円までとその利息が保護され			
	ます)。			
13. 苦情処理措置	• 苦情処理措置			
紛争解決措置	本商品の苦情等は、当金庫営業	日に、お取引のある支店もしくは本部西記		
	しんきん相談所(リスク管理統括	しんきん相談所(リスク管理統括部)(9時~17時、電話:0120-6		
	1-1447)までお申し出くだ	1-1447)までお申し出ください。		
	• 紛争解決措置			
	東京弁護士会(電話:03-3	581-0031)または第一東京弁護士		
	会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-			
	3581-2249)の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争			
	の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営			
	業日に、お取引のある支店もしくは上記西武しんきん相談所(リスク管理統			
	括部) または全国しんきん相談所 (9時~17時、電話:03-3517-			
	5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士			
	会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。			
	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただ			
	けます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会におい			
	て、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図			
	7 1.71. (ZH UL-HH /H) (C) 12-1-1-1-1	- 6 =# 1 A > 60 A > 46 A > 46 A > 4		

る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、西武しんきん相談所 (リスク管理統括部)または全国しんきん相談所にお問合わせください。